

T6 Planning for the Future: Quality of Life Resource for Caregivers

T7 The Evaluation Process for Complex Communication Needs

(2) T-4: 支援技術の概要

以下では、プレカンファレンスの中で参加した T4(Full-Day)におけるワークショップ内容を紹介する。

まずは参加者の自己紹介から始まり、参加者各自のバックグラウンド、ワークショップに期待すること、などを自己紹介した。参加者は25名程度でアメリカ、カナダ、韓国、日本からの参加者となった。

支援技術の内容はAAC、座位保持、車いすによる移動についてなど、多岐にわたった説明であり、国内ではリハ工学カンファレンス開催時に SIG(Special Interest Group)の活動があるが、これらを一まとめにしたような印象である。しかしながら、多くの時間を割いて説明があったのはAACに関する支援技術内容の説明である。

最初に提示されたことは、支援技術の本質はローテク、ハイテクを問わず、利用者のニーズ、可能性、行うタスクに如何にマッチさせるか、そのためのツールを用意し、どのように使用していくかということを考えなければならない、ということである。

また、支援チームの構成に関しては、チームの中心には常に障害者(児)がいるべきであり、それを支えるチームメンバーは様々なかかわり方が必要とされる。それは、知識であったり、観察力、支援技能、アイデア、などを提供することで、多面的な客観性が不可欠であることが示された。

就学時期の特殊教育に関するプログラム(IEP: Individual Educational Program)の重要性、認知障害者に対する支援方法についても説明があり、教育者への啓蒙が進んでいることを感じた。

図1にワークショップの様子を示す。

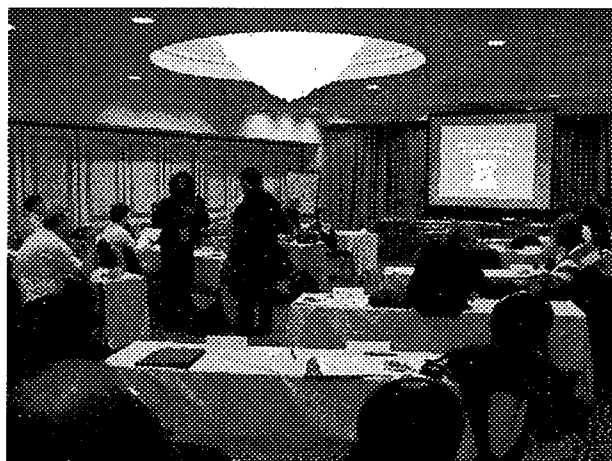


図1 ワークショップの様子

## 6. ジェネラルセッションの概要

### (1) セッションの構成

ジェネラルセッションでは265件の発表が行われた。トピックス全体をカテゴリーに分類する場合の一覧をアルファベット順に並べると次の通りになる。この中で Aging は今回から新しくお目見えしたカテゴリーである。

- ・AAC (Argumentative or Alternative Communication)
- ・Access IT (Information Technology)
- ・Aging
- ・All Inclusive
- ・Assessment
- ・Blind/Low Vision
- ・Cognitive
- ・Deaf and Hard of Hearing
- ・EASI
- ・In The Workplace
- ・Internet / WWW
- ・In The Classroom
- ・Learning Disabilities
- ・Tool Factory

### (2) 全体の傾向:

2006 年の CSUN の新たな傾向は、高齢者に関するセッションが設けられたことである。

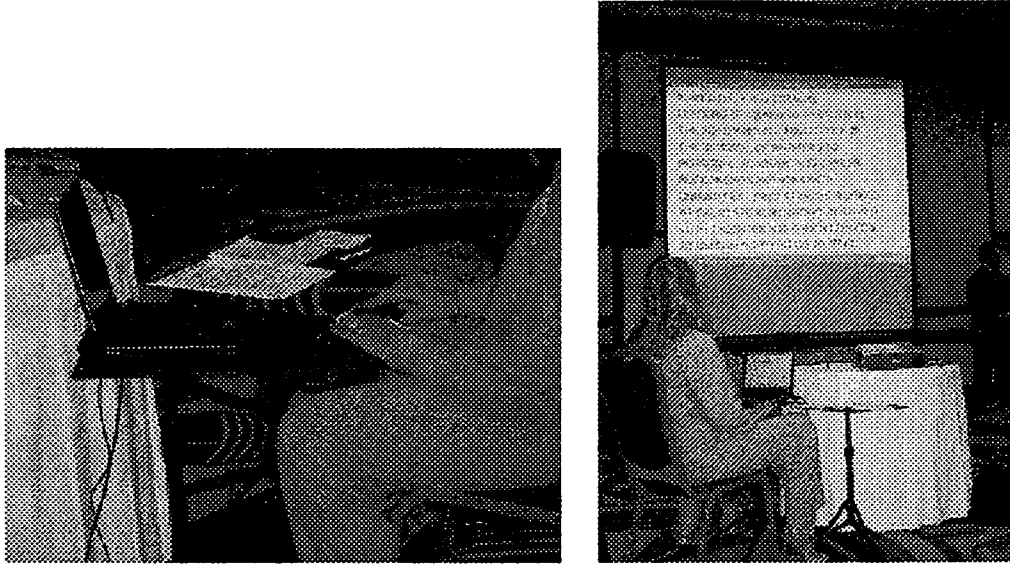
しかし学習障害や、肢体不自由、視覚障害に関する発表レベルに比べると、発展途上という印象の発表が多い。また、支援技術そのものの発表と共に、その運用に関する発表が多く見られた。

「真の目的は障害者自身が社会で自由に活躍できるようにすること」であり、それを実現するためには、道具とそれを使う環境が整わなければならないという点が強調されていた。

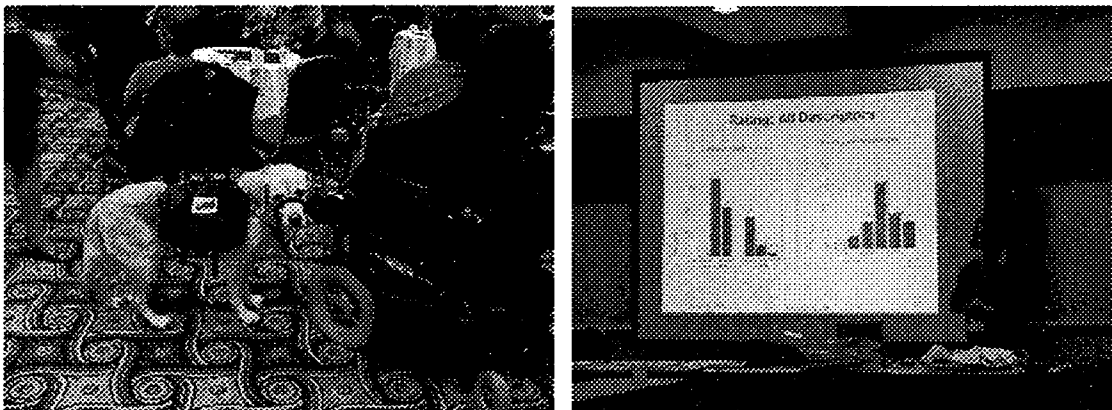
現実社会の問題を解決するためには現実的な解が必要である点が強く訴えられていた。

発表者に対しては、質問者と十分な議論ができるように、1 時間の発表時間が与えられ、学会発表のような堅苦しもなく、発表中でも適宜質問を受けながらセッションを進めていた。セッションは同時進行であるため、興味のある内容が 2 会場で同時に発表されていることも多い。そのため、会場への出入りは自由であり、セッションの進行度合いにより別会場に移動する参加者も見受けられる。その点でも、後援者と聴講者が一体となり会議を楽しんでいる様子が伺えた。

図2に会議の様子を紹介するスナップ写真を示す。



速記タイプライタによるリアルタイム字幕サービス(レセプションにおいて)



介助犬を同伴して

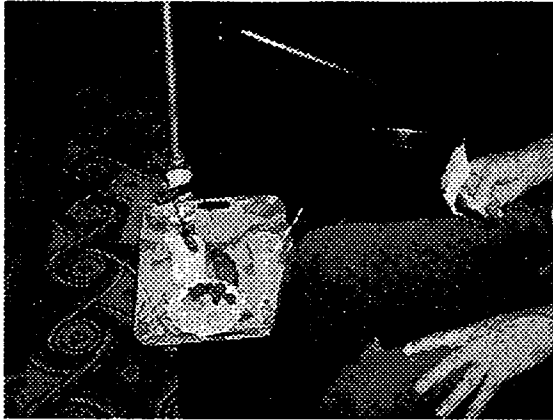
セッションの様子(点字資料も用意されていた)

図2 会議の様子を紹介するスナップ写真

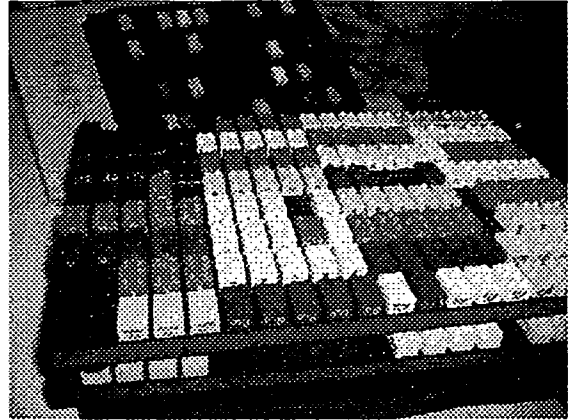
## 7. 機器展示

HILTON と MARRIOT 両ホテルにて、175ブースによる実物展示が行われた。展示内容を製品で分類すると、視覚障害(全盲/ロービジョン)関係が約半数を占めもっとも多い。他は VOCA (Voice Output Communication Aids)、AAC(代替・拡大コミュニケーション)、代替入力/キーボード装置、教育用ソフト、学習障害者向けソフトなどである。視覚障害者向けの機器が多いこともあり、会場には盲導犬を伴った視覚障害者の姿が多い。

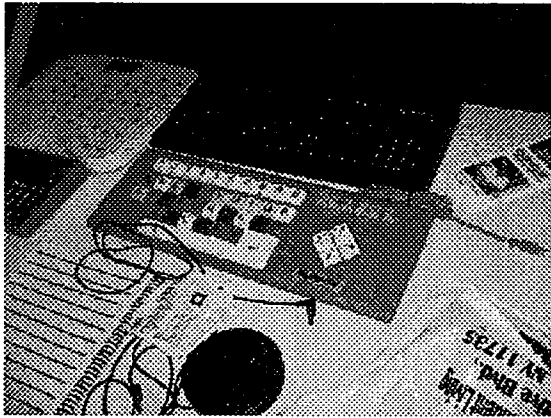
図3に提示会会場での様々な展示の様子を示す。



ロボットアーム



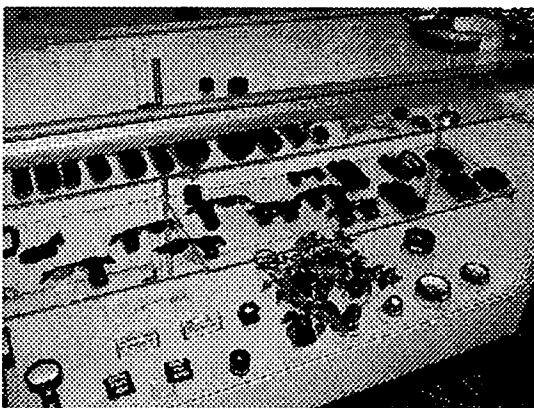
点字学習用ボード(点字が大きい)



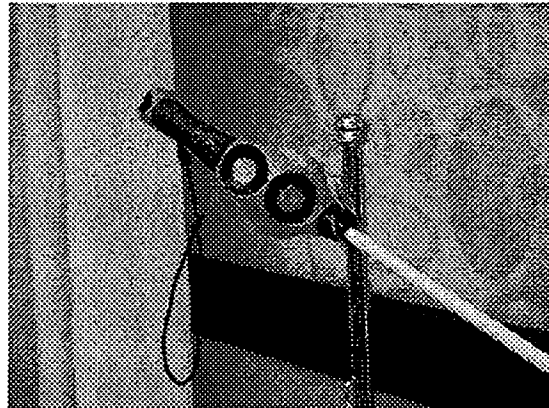
カラフルなキーボード(弱視者にも対応可)



ポータブル拡大読書機



弱視者向け眼鏡



障害物知覚杖(超音波で障害物を検知)

図3 提示会会場での様々な展示の様子

### 8. その他、アクセシビリティ関係

電動、手動を問わず、各所における車いすでのアクセシビリティは高い。入り口には段差のない店舗が多く、車いすでの入店が可能である。段差があっても段差解消機があるためアクセシビリティは確保されている。

また、エレベータの位置を示す表示も各所に見られ、車いす利用者以外でも利用しやすい。ホテルには貸し出し用の電動車いすもあり、障害者への配慮が見られる。

その他、ダストボックスに付属の取手、インフォメーションカウンターの車いす利用者への配慮などが目に留まった。

図4、図5、図6に会場付近で目にしたアクセシビリティへの配慮の様子を示す。



車いすでの入店可能であることを示す



入り口の左下にマークがある



エレベータの位置を示すマーク

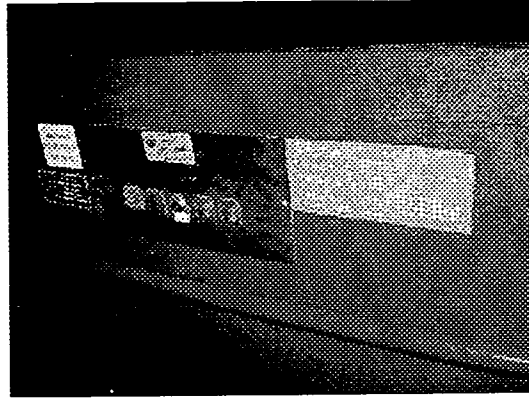


ホテルに備え付けの電動車いす

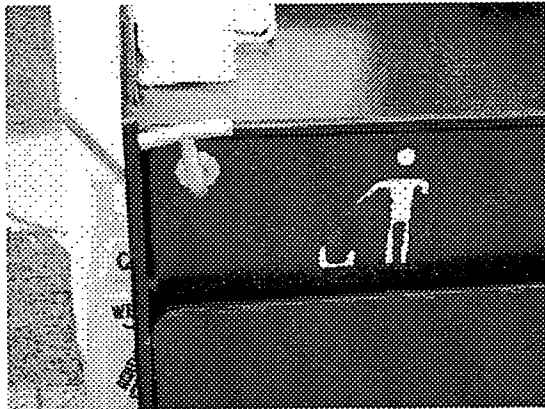
図4 会場におけるアクセシビリティへの配慮の様子(その1)



店舗にあった段差解消機



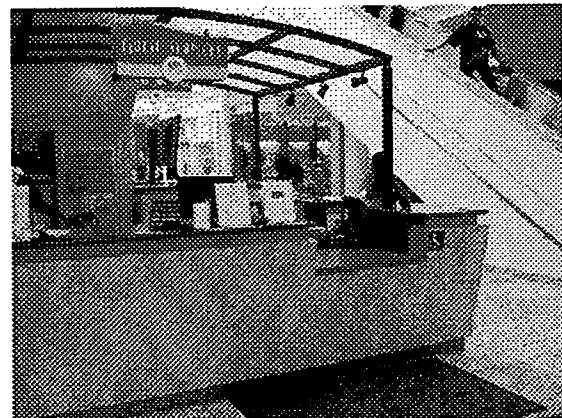
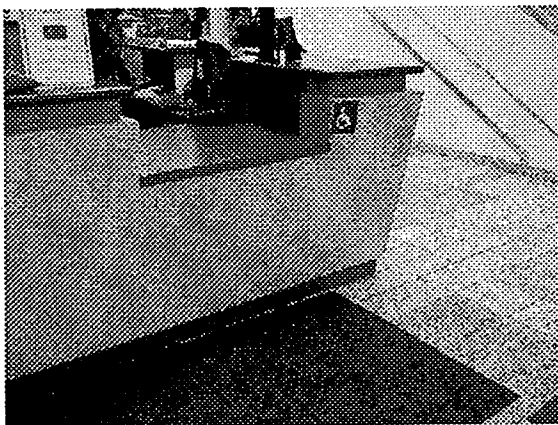
内部の操作パネル



ダストボックスに付属の取手

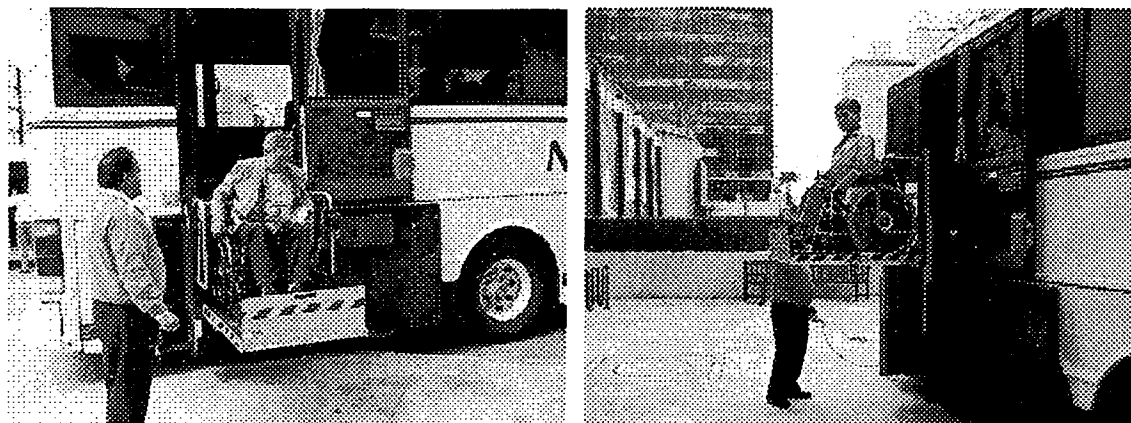


取手があることでごみを捨てやすい



インフォメーションカウンターの車いす利用者への配慮

図5 会場におけるアクセシビリティへの配慮の様子(その2)



リフトバスの車いす対応

図6 会場におけるアクセシビリティへの配慮の様子(その3)

## 9. まとめ

この会議の特色は、工学系研究者、PT・OT・ST等リハビリテーションの臨床現場の専門家、障害当事者、アシスティブ・テクノロジーの企業など、幅広い種類の参加者が参加する点であり、また企業、政府機関等の展示も盛んな点である。参加者には盲導犬や介助犬同伴の視覚障害者や電動車いす利用者などが多数おり、障害者自身の会議への関心の高さとともに障害者の参加を受け入れる体制が整っていることを実感した。

今年の会議の特徴の1つに、高齢者を対象とした話題を扱う分科会が設定されたことが挙げられる。高齢社会が他国よりも選考している我が国としてこの分野の取り組みは重要であると考えられる。

福祉機器政策は法律に準拠して整備されることになるが、展示会における機器開発の動向も、米国のノーマライゼーションの政策を色濃く反映しつつあるように思われた。特に図書館などの公共施設のバリアフリー化やアクセシビリティ強化の取り組みは、福祉機器産業界に新しいマーケットをもたらしているようである。福祉機器産業の市場の動向分析に当たって、総合的な動向調査と分析を進めていきたい。

参考資料（Ⅱ. 分担研究報告 1. 中国・韓国における福祉施策・福祉用具施策の動向）

中華人民共和国法身体障害者保障法

（1990年12月28日第七回人民会議における委員会の第17会議により採択された。）

第1章 包括条項

第1条（目的及び根拠）

この法律は、憲法に基づき、身体障害者の法的権利及び利益を保護し、身体障害者のための事業を發展させ、身体障害者の平等かつ十分な社会生活への参画並びに社会における物質面及び文化面での富の共有を保障することを目的として制定されたものである。

第2条（定義、分類及び基準）

身体障害者とは、精神面あるいは身体面においてある器官もしくは機能が欠けているという異状を有する者、あるいは、正常と思料される方法での活動をなす能力を部分的に欠くという異状を有する者を言う。

この法律に言う「身体障害者」という言葉は、視覚、聴覚、言語能力、身体能力における障害あるいはその他の障害を有する者達のことを言う。

身体障害の分類基準は国会において決められなければならない。

第3条（権利の保障）

身体障害者は、政治的、経済的、文化的、社会的領域、家庭生活、及びその他の側面において、他の市民と同様の権利を享受できなければならない。

身体障害者の市民権及び個人の尊厳は法律によって保障されなければならない。

身体障害者に対する差別、侮辱、及び侵害行為は禁止される。

第4条（特別な援助）

国家は、身体障害者自身の障害及び外部からの障害を緩和及び減少し、身体障害者の権利の実現を確実にするために、追加的な方法及び援護的な処置を設けることで、身体障害者に対して特別な援助を施さなければならない。

第5条（特別な保証）

国家及び社会は、職中あるいは国家及び人民の利益を守るために負傷あるいは障害を負った軍人及び障害を負った者のために、特別な保証や、優越的な待遇や年金を施さなければならない。



## 第6条（政府の責務）

すべての統治機関は、身体障害者のための事業が経済及び社会の進歩と調和のとれた発展をするように、主導性を強化して、予算編成、全体的な計画、協力及びその他の法整備をし、経済的社会的発展のために事業を統合しなければならない。

国の審議会及び中央政府の直接の指揮下にある省、自治区、自治体の政府は、身体障害をもつ人々のための仕事に関する部門を統合するために構成された法規の採用をしなければならない。国の審議会及び（あるいは）中央政府の直接の指揮下にある省、自治区、自治体の政府は、特定の公共施設の設立について決定しなければならない。

種々の統治機関の指揮下にある関係各部は、身体障害者と緊密に連携をとり、身体障害者から意見を聞き、身体障害者のための仕事において、それぞれの責務を果たさなければならない。

## 第7条（社会の責務）

すべての社会は、社会人道主義を示し、身体障害をもつ人々を理解し、尊重し、気遣い、助け、身体障害者のための仕事を援助しなければならない。

国家機関、非政府組織、企業、各機関、及び都市部や農村部の大衆レベルの組織は、それぞれの責任の範囲内で、身体障害者のための仕事もなさねばならない。

身体障害者のための仕事に従事する国家公務員やその他の職員は、身体障害者への奉仕というその崇高な責務を果たすために、熱心に働かなければならない。

## 第8条（身体障害者連盟の責務）

中国身体障害者連盟（CDPF）およびその地方支部は、身体障害者の共通の利益を代表し、身体障害者の法的権利や利益を保護し、団結し、身体障害者を教育し、身体障害者のために奉仕しなければならない。

CDPFは、政府から委任された職務を引き受け、身体障害者のための仕事を指揮し、身体障害者のための事業を発展させるために、団体を動員しなければならない。

## 第9条（養親、後見人及び家族の責務）

身体障害者の養親は、養子に対する義務を果たさなければならない。

身体障害者の後見人は、保護する義務を果たし、被後見人の法的権利及び利益を保護しなければならない。

身体障害者の家族や保護者は、身体障害者の自立する能力を高めるために、励まし、助力しなければならない。

身体障害者に対する虐待や遺棄は、禁ずる。

## 第10条（身体障害者の義務）

身体障害者は、法律を遵守し、果たすべき義務を履行し、公の秩序に従い、社会倫理を尊重

しなければならない。

身体障害者は、明るく何事にも挑戦する精神を顕示し、自尊心、自信、及び独立心を持ち、社会全体に貢献しなければならない。

#### 第 11 条（障害の予防）

国家は、計画に従って身体障害予防の仕事を引き受け、この点についての主導的な立場を強化しなければならない。また、国家は、身体障害予防と同様に、出生前及び出生後に体に対してよく注意するということについての知識を社会に広めなければならない。また、国家は、遺伝、疾病、薬害、事故、災害及び環境汚染などの身体障害の原因についての法律や規則を制定しなければならない。さらに、国家は、団体を組織し、これを動員することで身体障害の発生及び深刻化を防止する方策を採らなければならない。

#### 第 12 条（賞）

政府及び関係各部署は、社会全体について優れた功績を残した身体障害者及び、身体障害者の法的権利や利益を保護すること、身体障害者のための事業を促進すること、身体障害者へ奉仕することにおいて著しく貢献した者を表彰しなければならない。

## 第 2 章 リハビリテーション

#### 第 13 条（責務）

国家及び社会は、障害者が普通の機能を回復することを援助し、また失われた機能を補償し、それにより社会に参加できる能力を高めることができるためのリハビリテーションの法律を採択しなければならない。

#### 第 14 条（指導原理）

リハビリテーションの仕事は、実情に即すように、リハビリテーションの機関を中核に据え、地域社会に根ざしたリハビリテーションを基本として、障害者の家族の支援にも重きをおきながら、現在の新しいリハビリの技術と伝統的な中国の技術を結合させて行わなければならない。

重要点は、実用的で理解しやすく、広範囲にわたって有益である、リハビリテーション事業におかれなければならない。

更に効果的なサービスを障害者に提供するべく、新しいリハビリテーションの技術の調査・探究・適用に努力がなされなければならない。

#### 第 15 条（履行）

政府及び関係当局は、医学的リハビリテーション科（部門）を病院に設立し、適切・特別な

リハビリテーションの機関を設置し、臨床的な訓練、科学的な調査、職員の訓練、リハビリテーションの分野における技術的指導を実行すべきである。

統治機関及び様々な範囲に及ぶ関係当局は、地域に根付いたリハビリテーションを行うために、都市部及び地方の社会のサービス・ネットワーク、医学的予防策、ヘルスケア（健康管理）・ネットワーク、自治体、そして障害者の家族、またその他民間団体を指導しなければならない。

教育部門、福祉事業、福祉機関、その他障害者のためのサービス機関はリハビリテーション訓練活動のための必要条件を創設するべきである。

リハビリテーションの専門職員の指導を受け、また関係職員やボランティア、家族の支援を受けている障害者は、機能回復の訓練プログラム、そして自らを管理する能力や働く技術を獲得することに積極的に関わっていくべきである。

国会および関係当局はリハビリテーション事業の優先順位を段階ごとに決定し、計画を公式化し、その履行のために各団体を組織しなければならない。

#### 第16条（職員訓練）

医科大学、学校、およびその他関連教育機関は、計画に基づいて、他職種のリハビリテーション専門家育成の履修過程及び専攻を提供すべきである。

国家及び社会は、リハビリテーション職に従事する職員のためのさまざまな形式の専門的訓練を供給し、障害者およびその家族、関係職員、ボランティアにリハビリテーションの知識を広め、そしてリハビリテーションの方法を教授しなければならない。

#### 第17条（適用）

政府の関係当局は、リハビリテーション器具の調査、生産、供給、整備、そして障害者自身が使う道具、障害者のための特別な器具、またその他の補助器具を整理し、支援すべきである。

### 第3章 教育

#### 第18条（責務）

国家は、障害者の教育を受ける権利を保証しなければならない。

統治機関は、さまざまな程度において、障害者の教育を国の教育プログラムの一つの構成要素とし、全体の計画立案に含め、またこの障害者教育の事項における指導を強化しなければならない。

国家、社会、学校および家族は、障害児のための義務教育を提供しなければならない。

国家は、義務教育を受ける障害児の授業料を免除し、その他種々の教育費用を減じる、もしくは、現実に生じた状況に応じてこれらの費用を免除しなければならない。国家は財政的に貧しく、また障害を持つ生徒を援助するために、補助交付金を設定しなければならない。

### 第19条（種々の特性に応じた教育）

障害者の教育は、彼らの心身の特色・特徴、ニーズに応じてなされるべきであり、また以下の必要条件を満たすものでなければならない。

1. 観念的、文化的教育を供給する一方、身体的、精神的な補償、そして職業的、専門的な訓練を強化する。
2. 異なる障害分類や、障害者の応答能力に従い通常のまたは特別な教育法を採択する。
3. 特殊教育のためのカリキュラム、教具、方法、教育を受ける許可のための年齢資格は、柔軟に決定されるものである。

### 第20条（発達の原理原則）

教育の普及と、質の向上とを同時に行っていく原理では、障害者の教育においては前者に重点を置いて履行されるべきである。優先権は、義務教育と職業的、専門的な教育に与えられるべきである。しかし一方で、就学前の教育を実行し、そして、高校のレベル、またはそれ以上での教育も徐々に発展させていく努力がなされなければならない。

### 第21条（教育の道筋）

国家は、障害者のための教育機関を設置し、また民間団体が学校を運営すること、学校に基金を寄付することを奨励しなければならない。

### 第22条（普通教育法）

普通教育機関は、普通教育を受けられる障害者には、教育を提供しなければならない。普通小学校、中学校は、そこで生活に順応できる障害児を受け入れなければならない。普通高校、中等科学技術専門学校、工業学校、そして高等機関は、国家が認める入学資格・条件を満たしている、障害のある生徒を受け入れなければならない。障害を理由にその生徒の入学を拒否してはならない。そのような拒否があった場合には、障害のある生徒、そしてその家族、保護者は、法的処分のために法的機関に訴えることができる。またそのような訴えを受けた関連機関は、生徒を入学させるよう学校を指導しなければならない。

普通幼稚園などの就学前教育機関は、そこに順応できる障害児を受け入れなければならない。

### 第23条（特殊教育法）

障害児のための幼稚園、または普通幼稚園に付属している障害児のための学級、特殊教育学校の幼稚園、障害児のための福祉機関、障害者の家族は障害児の就学前の教育に責任を負わなければならない。

中学校または中学校以下のレベルの特殊学校と普通中学に付属している特殊学級は、普通教育に対応することができない障害児のための義務教育実施に責任を負わなければならない。

高校または高校以上のレベルの特殊学校と普通高校に付属している特殊学級は、障害児のた

めの職業的・専門的教育機関も同様であるが、それらの学校に行くことのできる、障害をもつ生徒に対して、文化的教育を供給しなければならない。

#### 第24条（成人の教育）

政府の関係当局、障害者が働く組織、及び社会は、読み書きができるようになる教育、職業訓練その他障害者のための成人教育の様式を発展させ、障害者が一人で自分の才能を開発できるように彼らを奨励していかなければならない。

#### 第25条（教育関係者）

国家は、特殊教育のための指導員の教育・訓練をするため、異なる水準の特殊教育のための師範学校または専門学校、もしくは普通師範学校にある、特別教育課程（学科）を設置しなければならない。

普通の師範学校は、普通教育における教師が、特殊教育に関する必要な知識を得ることができるとカリキュラムまたは講義を提供しなければならない。

特殊教育の教師、手話通訳士は特殊教育手当てを享受する。

#### 第26条（補助手段）

政府の関係当局は、ブライユ点字・手話、特殊教育の教具と調査の資料収集・文書・出版物、製品、教材、またその他の特集教育のための補助設備などの調査と効果を体系付け、支援していかなければならない。

### 第4章 雇用

#### 第27条

国家は身体障害者の働く権利を保障しなければならない。

種々の統治機関は、身体障害者の雇用に関する全体計画を編成し、身体障害者の雇用条件を整備しなければならない。

#### 第28条（指導原理）

身体障害者の雇用は、集中的な方法と分散的な方法を組み合わせるという原理にしたがって行なわなければならない。身体障害者の雇用を社会にとって一般化し、固定化し、合理化するためには、身体障害者の支援及び保護に関する優先的な政策や立法を多様な手段を用い、様々な段階で、様々な形態により行なわなければならない。

#### 第29条（集中的雇用）

国家及び社会は、身体障害者の集中的な雇用を実現する方策として、福祉的な企業や職業訓練所、マッサージ施設、診療所、及びその他福祉的な性格を備えた企業や施設を設立しなければならない。

### 第 30 条（分散的雇用）

国家は、様々な共同体の単位ごとに、身体障害者の雇用を促進しなければならない。すべての統治機関及び関係各部は、この点について、指導理念を体系化し、指揮しなければならない。国家機関、非政府組織、企業、施設、及び都市部や農村部の生活共同体は、一定割合の身体障害者を相応しい職業や役職に雇用しなければならない。その一定の割合は、中央政府の直接の指揮下にある地方統治機関、自治区、自治体が、それぞれの地域の実情に合わせて、決定する。

### 第 31 条「自営」

政府関係各部は、身体障害者が自発的に組織をつくることで雇用を得ること、或いは個人的に商売を始めることを促進し、援助しなければならない。

### 第 32 条「農村部における労働」

地方統治機関及び農村部の大衆組織は、身体障害者が農場経営、農業、家畜の飼育、手工芸品の生産及びその他の生産業に従事できるように、農村部に住む身体障害者を組織化し、援助しなければならない。

### 第 33 条「優先的待遇及び援助」

国家は、身体障害者のための福祉企業や施設、及び都市部や農村部の身体障害のある自営業者に関して、減税及び控除といった政策を実行しなければならない。また、国家は、生産面、経営面、技術面、資金面、原料供給、労働場所、その他の面で援助をしなければならない。

地方統治機関及び関係各部は、身体障害者が生産するのに適した生産品の種類を決定し、身体障害者のための福祉企業に、優先的にその生産品を作らせなければならない。そして、その福祉企業がどの生産品を専ら作るべきなのかを決定しなければならない。

政府関係各部は、労働者やスタッフを募集し、雇用する数を決める際に、一定の割合を身体障害者に割り当てなければならない。

関係各部は、商売の許可証を認可し発行する際に、身体障害者が自営の労働者或いは商売人として許可申請をしてきた場合には、身体障害者に優先的に許可を与えなければならない。また、労働場所、貸し付け及びその他の面でも、優先的に取り扱わなければならない。

関係各部は、地方の農村部で種々の労働に従事している身体障害者に対して、生産面、サービス面、技術指導、農業の原料の支給、農場の購入、副産物及び貸し付けについて援助しなければならない。

#### 第 34 条「保障」

国家は、身体障害者のための福祉企業及び施設が有する財産の所有権及び経営上の決定権を保障しなければならない。そして、その法的権利及び利益は侵害されてはならない。

仕事の勧誘、雇用、安定した地位の獲得、昇進、技術的専門的肩書きの決定、給料、福利厚生、労働保障などの面において、身体障害者に対する差別は決して許されない。

企業及び施設は、専ら身体障害者をもつという理由だけで、国家が雇用を割り当てた、高等学習施設、科学技術専門学校、或いは技術学校の卒業生の雇用を拒否することはできない。このような採用拒否があった場合に、身体障害者を有する卒業生は、その処分について関係各部に訴えることができる。そして、訴えを受けた当局は、採用拒否した企業及び施設に対して、その卒業生を採用するように指導することができる。

身体障害者の働く企業及び施設は、彼らに相応しい労働条件及び労働保障を与えなければならない。

#### 第 35 条「雇用者の訓練」

身体障害者の働く企業や施設は、身体障害者の技能や技術の向上させるために、仕事における技術の訓練をしなければならない。

### 第 5 章 文化的生活

#### 第 36 条「責務」

国家及び社会は、身体障害者が、精神的で文化的生活に必要な経験ができるように、文化的活動、スポーツ活動及び、娯楽的活動にいろいろな形で参加できること、そして働くことを促進し、援助しなければならない。

#### 第 37 条「指導原理」

障害者のための文化活動、スポーツ活動、そして娯楽（娯楽）活動は民衆に根ざしたレベルを目指されるべきであり、公共の文化的生活の中に融和されるべきであり、また、大規模な広範囲にわたる参加をもたらすという見地から、障害者の様々な範疇のニーズと様々な特徴に連動されているべきである。

#### 第 38 条（法律）

国家と社会は精神的にも文化的にも障害者の生活を豊かにするための以下に示す法律を採択する。

1. ラジオ、映画、テレビ、報道機関、定期行物、本、またその他のメディアを通して、障害者のために障害者の生活を表す。

2. ブライユ点字の編集物、文書、出版物、視覚障害者のための音が出る本、聴覚障害者・精神遅滞の人のための読む教材を体系づけ、支援する。また手話でのテレビ番組を提供すし、一部の映画やテレビの番組には字幕やナレーションをつける。

3. 大規模な文化活動、スポーツ、娯楽活動のため、障害者を組織し支援する、特別な芸術活動を上演する、特別なスポーツ大会を開催する、そして主要な国際的スポーツの試合、交流を行う。

4. 文化活動、スポーツ、娯楽活動、その他公的な活動の場において、障害者に設備や宿泊施設を提供し、障害者のために活動本部施設を設置する。

#### 第 39 条（創作活動の奨励）

国家及び社会は、障害者が、文学、芸術、教育、科学、技術、その他人々のためになる創造的な仕事に従事することを奨励し、支援しなければならない。

## 第 6 章 福祉

#### 第 40 条（責務）

国家及び社会は、障害者の生活を確保し、改善するため福祉金を交付し、またその他の福祉的な施策を実施しなければならない。

#### 第 41 条（福祉金と扶助）

国家及び社会は、財政的に厳しい障害者のために様々な分野を通して、福祉金、補助金を供給しなければならない。

国家及び社会は、法的な養育者がいない、また、就労する能力、財政源がない障害者のために、（関連）規定に従って福祉金を援助、供給しなければならない。

#### 第 42 条（保険）

障害者が働く施設（団体）、都市の、または地方の一般市民に根ざした組織、障害者の家族は、障害者が社会保険に契約できるよう、奨励し、援助する。

#### 第 43 条（福祉と職業紹介）

種々の統治機関及び社会は福祉センター、またその他の職業紹介所を設立し、施設を養成しなければならない。関連規則に従って障害者を落ち着かせ育成し、徐々に彼らの生活の標準を改善しなければならない。



#### 第 44 条（優先的待遇と設備）

公的サービス機関は、障害者に優先的、補助的サービスを供給しなければならない。

公共交通機関を利用する際には設備が供給され、便宜が図られなければならない。つまり障害者は絶対に必要である器具を無料で乗せることが許可される。

視覚障害者は、バス、トロリーバス地下鉄、フェリーを無料で使用することができる。視覚障害者のための郵便、出版物の配達は無料でなされなければならない。

郊外、町などの統治機関は、実際の状況に従い、農村部の障害者の強制的な労働、公共料金、その他社会的な義務を減じる、もしくは免除しなければならない

種々の統治機関は段階的に障害者の介護や援助を増やしていかなければならない。

### 第 7 章 環境

#### 第 45 条（責務）

国家及び社会は、障害者が社会活動に参加するための条件を改善するために、段階的に健全な環境をつくりあげなければならない

#### 第 46 条（バリアフリー設備）

国家及び社会は都市の道路、建物に障害者が近づきやすい設計を法律化し、バリアフリーの施策を実施しなければならない。

#### 第 47 条（相互理解と援助）

国家と社会は障害者と、市民の間の相互理解と交流を促進し、障害者のための事業、障害者を支援する行為を宣伝し、障害者の屈しない精神を社会に広め、統一性、兄弟愛、相互支援などの社会環境を育成しなければならない。

#### 第 48 条（障害者支援記念日）

5 月第 3 日曜日を障害者支援の記念日おと制定する。

### 第 8 章 法的義務

#### 第 49 条（提訴及び起訴）

障害者の、法で定められている権利と所有権が侵害された場合、被害を被った障害者もしくは代理人は、法的機関に対して訴える、また法律に従い法廷にて訴訟を実施する権利がある。

#### 第 50 条（行政の義務）

政府の職員が法律に違反してその職務を無視し、障害者の法で定められた権利を侵害した場合は、その職員が属する機関、もしくは高等機関は、それらの職員の悪い行いを改めるよう指導しなければならない。もしくは行政処分を受けさせなければならない。

#### 第 51 条（市民の義務）

障害者の法的権利及び利益を侵害し、損失・損害をおわせたものは法律に従い損失・損害を償わなければならない。

#### 第 52 条（行政罰と刑罰）

人間の権利を侵害し、また障害者の障害を利用し、彼らの法的権利を侵害し、罪を犯したものは、刑法の関係条項に従い重罰を科される。

暴力や他の手段を用いて、公衆の面前で障害者を侮辱したものは、状況が深刻な場合は刑法 145 条の規定に従って、刑事上の責任を追及されるべきであり、また、深刻でない場合には、公共の安全のための行政罰に関する規則の第 22 条に従い処罰を受けなければならない。

障害者を虐待したものは、公共の安全のための行政罰に関する規則の第 22 条に障害者を従い処罰を受けなければならない。状況が悪質な場合は、刑法の第 182 条に従い刑法上の責任を追及されなければならない。介護が必要とされる障害者を養育するという自分の職務を拒否したものは、状況が悪質な場合、またはそのような障害者を遺棄した場合、刑法第 183 条に従い刑法上の責任を追及される。

精神遅滞、または精神障害により自分の行為の管理ができない障害者を強姦したものは、強姦を犯したと考えられ、刑法第 139 条に従い刑法上の責任を追及される。

### 第 9 章 追加条項

#### 第 53 条（規制と地方の状況）

国の審議会の下にある関係当局はこの法律にそって規制を制定しなければならない。また、履行の前に承認を得るために審議会に提出しなければならない。

中央政府の直接の指揮下にある省、自治区、自治体の議会の委員会は、この法律に従って施行規則を制定する。

#### 第 54 条（施行）

この法律は、1991 年 5 月 15 日の時点で施行される。

## 付録

### 中華人民共和国刑法 関連条項

#### 第 139 条

暴行、脅迫などを用いて、婦女を強姦したものは、3 年以上 10 年以下の禁固刑に処す。

14 歳未満の女子と性交渉をしたものは強姦したものと見做し、重罰に処す。前二項の罪の状況が著しく悪質であるか、被害者に死傷の結果を生じさせた場合は、そのものは 10 年以上禁固刑または終身刑、死刑に処す。

二人以上のものが強姦した場合、及び連続強姦した場合重罰に処す。

#### 第 145 条

暴行、あるいは誇大評価や過小評価などその他の方法で公然と他人を侮辱し、あるいは虚偽の事実で中傷したものは、態様が悪質である場合、3 年以下の禁固刑あるいは拘禁刑あるいは参政権の剥奪の刑に処す。

前項の犯罪は公の秩序や国家の利益に重大な影響のない限り、罰しない。

#### 第 182 条

家族を虐待したものは、状況が悪質な場合、2 年以下の禁固刑か、拘禁刑、あるいは、公の監視下に置かれるという刑に処す。

前項の罪を犯したものが、被害者に死傷の結果を生じさせた場合、2 年以上、7 年以下の禁固刑に処す。

本条第 1 項の罪は罰しないことができる。

#### 第 183 条

老人、未成年者、病人、要扶助者を保護する義務を拒否するものはその態様が悪質である場合、5 年以下の禁固刑、拘禁刑、あるいは公の監視下に置かれるという刑に処す。

中華人民共和国の公共の安全のための行政罰に関する規則の関連条文

#### 第 22 条

人権を侵害する以下の行為を犯したものは、刑罰に値するほど悪質でない場合、最大 15 日間の拘留、最大 200 元の罰金、あるいは戒告に処す。

...

(3) 公然と他人を侮辱し、虚偽の事実で他人を中傷すること

(4) 家族を虐待したこと、及びそれに対する告訴があること

## 参考資料 (Ⅱ. 分担研究報告 1. 中国・韓国における福祉施策・福祉用具施策の動向)

### 中国障害者事業「第 10 次 5 カ年計画(2001 年～2005 年)」

中央政府の直接の指揮下にある省、自治区、地方自治体の政府行政機関、国家評議会の下のすべての省庁

国家障害調整委員会によって作り出された中国障害者事業「第 10 次 5 カ年計画(2001 年～2005 年)」は、国家評議会により批准され、これにより、履行を求めここに伝令する。

新世紀の初めに、我々は、全面的に、適度な資力のある社会を築き、社会主義者の現代化を促進するという、新しい発展の時期にさしかかっている。中国障害者事業「第 10 次 5 カ年計画(2001 年～2005 年)」では、主要な目標と課題を設定し、そして適切な方策を認定する。すべての統治機関は、現場または関係各部の現実に即した条件に基づいて、本格的に障害者事業で発表されているすべての課題を実行するために、中華人民共和国、社会経済開発のための第 10 次 5 カ年計画の規定、「障害者のための事業は促進されるべきである。障害者は、リハビリテーション、教育、雇用の機会を得る権限が与えられるべきであり、また、彼らが社会生活に参加できる条件が作られるべきである。」に従って、具体的かつ効果的な方策を採ることが要求されている。

この障害者事業は、相対的に快適な社会を築き、現代化の速度を速めるという、国家の方略的計画と矛盾しないような事業を発展させるために、障害者の境遇を更に改善する、または社会における障害者と健常者の生活水準の差を縮める、という視点と共に、障害者保障に関する中華人民共和国の法律と、国家経済、社会発展のための第 10 次 5 カ年計画の観点から述べられている。

#### I. 中国障害者事業「第 9 次 5 カ年計画(1996 年—2000 年)」の履行

第 9 次 5 カ年計画(1996 年—2000 年)での障害者事業で述べられている課題と目標はすべて実行された。もしくは履行の 5 年後に実行された。各レベルの行政機関と、障害者の社会、組織の合わさった努力により、障害者の境遇は明らかに改善され、障害者のための仕事のめざましい達成がなされた。

##### A. 更に認められる障害者の社会環境

現代の文明社会と調和している障害者の概念は、更に多くの人々に受け入れられている。障害者に対する公衆の態度の、非常に意味深い変化が起こり、また、障害者を理解し、尊敬し、